

平成30年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)工事のお知らせ

工程に変更が生じたのでご注意願います。

次のとおり、新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)整備にかかる潜水探査及び地盤改良工事(床掘工・置換工)を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事へのご協力をお願い致します。

■ 航行船舶へお願い

- ① 工事期間中は、本工事区域内(灯浮標設置範囲)への入船はお控えいただきますよう、ご協力をお願い致します。
- ② 付近を航行するVHF装備船舶は、常時VHF16chを聴取して下さい。

1. 工事期間及び工事時間

地区名	種別	作業船種	現地作業期間	作業時間
新門司沖	灯浮標 設置	海上クレーン 潜水士船	平成30年9月 下旬	日出～日没
	潜水探査	潜水士船	平成30年 9月 下旬～平成31年 3月 下旬	日出～日没
	床掘工①	スパッド式グラブ浚渫船 土運船 バージアンローダ船	平成30年10月 下旬～平成31年 2月 中旬	日出～日没
	置換工①	ガット船 潜水士船	平成30年11月 下旬～平成31年 3月 月上旬	日出～日没
	排砂管 設置	海上クレーン又は揚船船 潜水士船	平成31年 1月 月上旬～平成31年 1月 下旬	日出～日没
	床掘工②	ポンプ浚渫船	平成31年 2月 下旬～平成31年 4月 中旬	日昼夜
	排砂管 撤去	海上クレーン又は揚船船 潜水士船	平成31年 4月 中旬～平成31年 5月 下旬	日出～日没
	置換工②	ガット船 潜水士船	平成31年 4月 中旬～平成31年 6月 下旬	日出～日没
	灯浮標 撤去	海上クレーン 潜水士船	平成31年 7月 月上旬	日出～日没

- ※ 同一区域において、床掘工と潜水探査は同時施工を行いません。
 ※ 平日の作業を原則としておりますが、作業の進捗状況により休日の作業が発生する場合があります。
 ※ 排砂管設置期間中は、海底管により海図よりも水深が浅くなっておりますので、ご注意願います。

工種	平成30年				平成31年							備考	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
灯浮標 設置	■												
潜水探査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
床掘工①		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
置換工①			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
排砂管 設置					■	■	■	■	■	■	■	■	
床掘工②						■	■	■	■	■	■	■	
排砂管 撤去								■	■	■	■	■	
置換工②								■	■	■	■	■	
灯浮標 撤去												■	

2. 工事場所

新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)(図-1参照)

3. 工事概要

- 3-1 灯浮標設置及び撤去
 - 1) 海上クレーン及び潜水士船により、図-1に示す位置に灯浮標を設置及び撤去します。
- 3-2 潜水探査
 - 1) 潜水士により探査機を用いて海底面の磁気異常物を探査・除去します。
 - 2) 床掘に伴い実施する経層探査において、磁気異常物が確認された場合は、1)と同様に磁気異常物の探査・撤去を行います。
- 3-3 床掘工①
 - 1) スパッド式グラブ浚渫船(1隻)にて床掘を行います。
 - 2) 床掘土砂は、苅田港(新松山地区)の土捨場まで土運船にて運搬し、揚土船により揚土を行います。
- 3-4 置換工①
 - 1) 床掘工①の完了後、ガット船により置換材(岩ズリ)の投入を行います。
- 3-5 排砂管設置・撤去
 - 1) 床掘した土砂を土捨場へ排送するための排砂管の設置・撤去を行います。
 - 2) 作業は、海上クレーン又は揚船船、及び潜水士船を使用し、立上がり番号、海底管、浮上番号の設置及び撤去を行います。
- 3-6 床掘工②
 - 1) ポンプ浚渫船(1隻)にて床掘を行います。
 - 2) 床掘土砂は、苅田港(新松山地区)の土捨場まで海底に設置した排砂管により排送し、土捨てを行います。
- 3-7 置換工②
 - 1) 床掘工②の完了後、ガット船により置換材(岩ズリ)の投入を行います。

4. 工事の安全対策等

- 4-1 共通事項
 - 1) 作業船には、海上衝突予防法に定められた形象物及び図-2に示す作業船の標識を掲げます。
 - 2) 荒天時は、以下の基準により作業を中止します。
 ・潜水作業：(風速10m/s以上、波高0.7m以上、視程1,000m未満)
 ・その他作業：(風速10m/s以上、波高1.0m以上、視程1,000m未満)
 安全対策として、図-3に示す警戒船3隻(内指揮船1隻)を配備します。また、工事区域外において排砂管設置・撤去を行う場合は、警戒船を1隻追加します。
 - 3) 工事区域内に、作業船を夜間停泊させる場合は、本船からの間接照明又は簡易標識灯等により自船を明示します。
- 4-2 灯浮標設置・撤去
 - 1) 潜水士船には、国際信号旗(A旗板)を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。
- 4-3 潜水探査
 - 1) 潜水士船には、国際信号旗(A旗板)を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。
- 4-4 床掘工①
 - 1) スパッド式グラブ浚渫船は、床掘作業中及び待機時には海上衝突防止予防法の規定による形象物を掲げます。
- 4-5 床掘工②
 - 1) ポンプ浚渫船は、床掘作業中及び待機時には海上衝突予防法の規定による形象物を掲げるとともに、夜間は照明等により自船を明示します。
- 4-6 置換工①及び置換工②
 - 1) 潜水士船には、国際信号旗(A旗板)を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。

問い合わせ先：新門司沖支援業務室 ((公社)西部海難防止協会)
 TEL: 093-383-7908 FAX: 093-383-7918
 HP: <http://www.seikaibo.ecweb.jp/shinmomioki/>

◇工事施工における問い合わせ先◇
 国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
 空港北町出張所 TEL: 093-474-5203
 HP: <http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/>

図-1. 工事区域

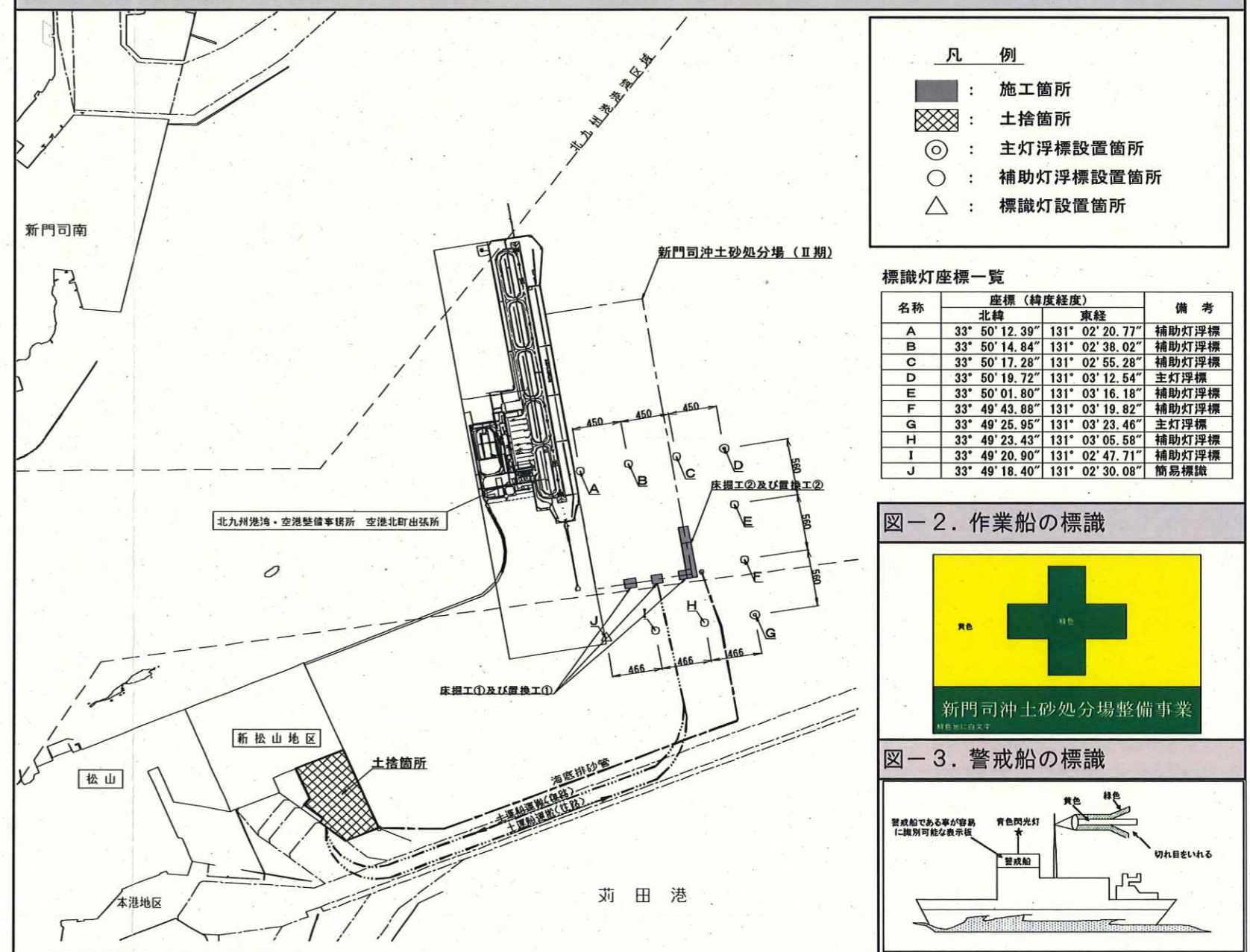


図-2. 作業船の標識



図-3. 警戒船の標識

